

乳児が入浴時の首浮き輪で溺水、運動発達が退行 7 件目の類似事例

2025 年 8 月 4 日

日本小児科学会は 7 月 29 日、入浴時の首浮き輪使用中に溺水、一時的に回復したものの後日、吸引性肺炎と診断され運動発達が退行した生後 6 カ月男児の事例について [Injury Alert](#) (傷害速報) 類似事例を発表。経過を報告するとともに、あらためて用途の確認および適正使用を消費者に周知・啓発するよう求めている。(関連記事「[幼児の浮き輪誤使用で溺水!](#)」)

洗髪で目を離した間に溺水

首浮き輪は、生後 1 カ月から体験可能なスポーツ知育「ベビープレイスイミング」の実践ツールとして英国で開発されたものだが、これまで発表されている首浮き輪による溺水の事例は親との入浴時など、自宅の浴槽で使用中心に起きている。

今回の事例も、2025 年 1 月に父親と入浴していた生後 6 カ月男児。X 日午後 9 時ごろ父親が男児に首浮き輪を装着し浴槽内に浮かべ遊ばせていた。男児は機嫌よく遊んでいたが、父親が自身の洗髪のために数分、目を離した間に首浮き輪の上で脱力し、呼吸をしていないような状態で顔色不良、全身蒼白となっていた。男児の体勢に大きな変化はなく、安全ベルトも装着されていた。浴槽の水深は、男児の足が底に届かない程度で、首浮き輪の空気の入り具合は適切だった。

父親は居間にいた母親を呼びつつ、男児に人工呼吸を行った(胸骨圧迫は未実施)。母親が駆け付けた時点で、男児は自発呼吸をしており、その後も苦しそうな呼吸をして首の支えも弱かったが、自宅で様子を見た。

首浮き輪は「子供を 1 人で待たせるための補助具ではない」

X+1 日の午前中、男児は一時的に回復したかに見られたが、午後 4 時ごろから再度苦しそうな状態となったため医療機関 A を受診。not doing well と判断され、午後 5 時ごろに医療機関 B を紹介受診した。

受診時、呼吸数 36 回/分、酸素飽和度 (SpO₂) 90% (室内気)、心拍数 140 回/分、血圧 104/49mmHg、意識レベル Glasgow Coma Scale 13 点 (E4V4M5)、体温 37.1℃だった。身体診察では、肋骨弓下および鎖骨上窩に陥没呼吸を認め、咽頭に分泌物の貯留音を聴取し、両肺野で肺胞呼吸音の減弱を認めた。血液検査では、白血球数 1 万 4,900/μL、C 反応性蛋白 5.07mg/dL と炎症反応の上昇を認めたが、静脈血液ガス検査を含め、その他の特記すべき異常所見を認めなかった。胸部単純 X 線検査では、両肺野にびまん性の透過性低下を認め、胸部 CT 検査では、両肺野にびまん性のすりガラス影および浸潤影を認めた。

以上の所見から、**溺水に伴う吸引性肺炎と診断**し、入院による抗菌薬治療を開始。入院後 2 時間で呼吸数 50~60 回/分と頻呼吸を認めたため、高流量酸素療法 (HFNC) を開始した。

X+3 日目および X+8 日目に施行した頭部 MRI 検査では、**低酸素性虚血性脳症を示唆する所見は認めず**、X+15 日目に退院。男児は生後 5 カ月で定頸が確認され寝返り (右回りのみ) もしていたが、**退院時点では定頸や寝返りができず、運動発達の退行と判断**した。**事故から 1 カ月時点においても定頸には至っていない**。

首浮き輪による溺水に関する傷害速報は、[2012 年 2 月および 3 月の事例](#)が発表されて以降、7 件目の類似事例。国内では首浮き輪が自宅浴槽で使用されるケースが多いが、**メーカーも販売業者もプレイスイミングにおけるツールとしている**。

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会は、首浮き輪の用途について、浴槽で「子供を 1 人で待たせるための

補助具ではない」とし、「洗髪などで子供から目を離す時間があると、**数分でも重大な事故につながる可能性がある**。目を離す状況がある場合には、**首浮き輪を使用しないよう保護者に啓発する必要がある**」と注意を促している。

(編集部・小暮秀和)

<https://medical-tribune.co.jp/news/articles/?blogid=7&entryid=568603>

幼児の浮き輪誤使用で溺水！溺水反応に注意

2024年8月2日

消費者庁消費者安全課の調査によると、**溺水は2016～20年における小児の不慮の事故による死因の上位を占め、1、3歳では2位**に入っている。特に幼児は溺れている状況を理解できないため、声を上げたり水面をたたいたりせず**静かに沈む溺水反応を示す場合が多く、周囲の大人が気付かないことが問題となる**。日本小児科学会は7月31日、腕・胸部一体型浮き輪の誤使用により溺水、心停止に至ったものの蘇生に成功した3歳3カ月男児の事例について**Injury Alert**（傷害速報）を発表。経過を報告するとともに、事業者に対し誤使用が起こりうることを認識し、正しい装着法を消費者に周知するなどの再発防止策を講じるよう求めている。（関連記事「[乳児向け『首輪型の浮輪』で入浴中の事故、使用中は目を離さないで](#)」）

わずか10秒目を離した隙に溺水

先述の消費者庁の調査によると、小児の溺死発生場所は**1～2歳児では浴槽が多く、3、5歳児では自然水域が、4歳児ではプールと浴槽が最多**となっている。

今回の事例は、2023年8月に両親、姉と屋外型レジャープールを訪れた3歳3カ月男児。プールの浅瀬で腕・胸部一体型の浮き輪を装着し母親と遊泳していたが、母親が10秒ほど目を離した隙に、腹臥位で顔の半分が水に漬かった状態で浮いていた。水位は、浮かんだ状態で男児の胸の高さ、底面には足が着く程度の深さだった。

母親が発見した際に痙攣はなく、すぐにプール外に救出したものの呼吸はなく顔面蒼白、四肢脱力の状態だった。救護所に搬送後、心停止と判断され心肺蘇生を開始。1分後に心拍再開を確認、発語はなしも開眼を認めたことから〔Japan Coma Scale (JCS) 1桁〕、酸素を投与しつつ医療機関にへり搬送された。

装着法を前後逆に認識

医療機関到着時は気道・呼吸・循環に問題なし、開眼あり（JCS I-3）、姉からの声かけに発語し応答。38.5℃の発熱が見られたためハイケア病棟に入院、経過観察となった。

血液検査、心電図・ホルター心電図、脳波検査、胸部X線、胸腹部CTで異常所見なし。頭部CT、頭部MRI/MRAでも異常がなかったことから入院日に酸素を中止した。翌日には意識清明、会話にも問題なく解熱。全身状態良好となったため5日目に退院となった。11月の受診時も全身状態は良好で神経学的異常所見は認められなかった。

この事例は、**腕・胸部一体型の浮き輪をインターネットで購入し、事故発生までに数回使用していた**。ただし商品には説明書が同梱されておらず、母親が以前インターネット上で見かけた類似の商品を参考にして装着していた。そのため、**本来であれば胸部に当てる浮き輪を逆に背部に装着させるという誤った使用法によりバランスを崩してしまったことが事故の原因**と考えられた（図）。

図. 誤使用による溺水発生のイメージ



前後を逆に装着して水面に浮いている様子（背部のバックルが胸部にあり、胸部の浮き輪が背部にある）



前後を逆に装着して水面で仰臥位から腹臥位にひっくり返る様子

（日本小児科学会雑誌 2024; 128: 1006-1008）

今回の事例を踏まえ、日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会は、

- ①小児が溺れるときは声も出さず、水面をたたくわけでもなく静かに沈むとされ、**溺水トラブルを経験した保護者の86%が「悲鳴や助けを求める声が聞こえなかった」と回答している、**
- ②腕・胸部一体型浮き輪の使用法は製品によりまちまちである、
- ③腕・胸部一体型浮き輪に**ライフジャケットとしての機能はない**ため、**泳ぎに慣れていない子供が使用する際は常に保護者が傍らに必要がある、**
- ④腕・胸部一体型浮き輪を装着した児は、**浮力により水中で立位に近くなり姿勢の保持が難しい**とされる
—とコメント。

その上で、「製品評価技術基盤機構（NITE）によると、**製品事故の約3分の1は『消費者の誤使用および不注意』が原因**で生じており、誤使用による事故は製品が原因の事故に比べて死亡、重症に至るケースが多い」と指摘。

具体的な再発予防の改善案として、以下のように提案している。

1. 商品に取扱説明書を添付する
2. 胸部浮き輪の裏側に英語表記のみの仕様説明から日本語併記とする
3. インターネット購入時の取り扱い説明記載に関して、法的な規制を設ける

（関根 雄人）

<https://medical-tribune.co.jp/news/articles/?blogid=7&entryid=563945>